

山梨県公報

第二千三百七十四号

平成二十五年

十二月五日

木曜日

目次

告示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………七八一
 - 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………七八一
 - 県営土地改良事業計画の決定……………七八二
 - 道路の区域変更(三件)……………七八二
 - 道路の供用開始(三件)……………七八三
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七八四
 - 平成二十五年二級建築士試験の合格者……………七八四
 - 開発行為に関する工事の完了について……………七八五

告示

山梨県告示第三百八十八号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定(平成二十三年山梨県告示第五百六号)の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

表一の項連行系統名の欄中「旭入口」を「御勅使」に改め、同項終点の欄中「旭入口」を削る。

表二の項を次のように改める。

二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
----------------	-----	------	-----

表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表十二の項中「御勅使(旭入口)」を「旭入口」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、同項の次に次の

一項を加える。

十五 甲府駅～十五所～南アルプス市 甲西支所	甲府駅	十五所	南アルプス市 甲西支所
---------------------------	-----	-----	----------------

表に次の一項を加える。

二十四 河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅
----------	------	-----	------

山梨県告示第三百八十九号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第三項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで適用する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

運 行 系 統 名	起 点	主 な 経 由 地	終 点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 伊勢町～中央病院～竜王駅	伊勢町	中央病院	竜王駅
三 敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ公園
四 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
五 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
六 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
七 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所

八 敷島(営) 駿台今井キャンパス	敷島営業所		駿台今井キャンパス
九 敷島(営) 山梨英和大学 石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
十 敷島(営) 後屋 山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
十一 敷島(営) 中央病院 旭入口	敷島営業所	中央病院	旭入口
十二 甲府駅 十五所 鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十三 小笠原下仲町 西野 中央病院	小笠原下仲町	西野	中央病院
十四 小笠原車庫 十五所 甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十五 甲府駅 十五所 南アルプス市 甲西支所	甲府駅	十五所	南アルプス市 甲西支所
十六 葎崎 増富温泉郷	葎崎営業所		増富温泉郷
十七 葎崎駅 敷島 甲府駅	葎崎駅	敷島	甲府駅
十八 葎崎駅 大草 甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅
十九 内野線	富士山駅	お宮橋	内野
二十 平野線	富士山駅	膳棚 ファナック	平野
二十一 平野線	富士山駅	内野 旭日丘	平野
二十二 西湖民宿線	富士山駅	西湖	西湖民宿

二十三 大石線	富士山駅	河口局前	芦川農産物直売所
二十四 河口湖線	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第三百九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 白州地区)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十五年十二月五日 山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十五年十二月五日から平成二十六年一月九日まで

三 縦覧場所 北杜市役所

四 異議申立期間 平成二十六年一月十日から同年一月二十四日まで

山梨県告示第三百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線名 精進湖畔線

三 道路の区域

区 間	南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無番地先から 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無番地先まで	
	新	旧
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	三八・一〇 四一・七	三五・五

山梨県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	甲斐市吉沢字上組平三八七四番の一地先から 甲府市平瀬町字目黒三二九六番の一地先まで	
	新	旧
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	六一・〇〇 五二・〇〇	四二・一七

山梨県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	笛吹市石和町井戸字豊岡五三四番の二地先から 笛吹市石和町砂原字青木一九七番の二地先まで	
	新	旧
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	二一・〇〇 四一	一七五・〇

山梨県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三〇〇号	南巨摩郡身延町上之平字大幅常 葉川右岸河川敷地先から 南巨摩郡身延町上之平字大幅常 葉川右岸河川敷地先まで	五二・一	平成二十五年十二月五日

山梨県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	枋代常葉線	南巨摩郡身延町大字岩欠字釜土 一九七八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字大炊平字立 道三二〇番の三地先まで	一・二五・〇	平成二十五年十二月五日

山梨県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	枋代常葉線	南巨摩郡身延町杉山字下川島一 四三二番の四地先から 南巨摩郡身延町杉山字下川島一 四三二番の四地先まで	三六・〇	平成二十五年十二月五日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人地域ささえあい虹の会

2 代表者の氏名 塚田 好子

3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市上神内川千百九十三番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざしたところのこもった助け合い、及び居場所の提供に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十一月二十七日から平成二十六年一月二十六日まで

● 平成二十五年二級建築士試験の合格者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成二十五年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横内正明

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二H一〇〇〇二R	南友子	二H一〇〇三二N	土屋智
二H一〇〇二〇M	日向実	二H一〇〇三二P	林則子
二H一〇〇三一L	小澤波奈	二H一〇〇五二N	重森正
二H一〇〇七三L	杉本あかね	二H一〇〇六三K	田邊和也
二H一〇〇三二N	志磨正紀	二H一〇〇三三R	佐野桂一
二H一〇〇六一五M	宮川史織	二H一〇〇一七R	佐々木達郎
二H一〇〇六六九K	小林克也	二H一〇〇二九N	向山高司
二H一〇〇〇八L	山下大介	二H一〇〇三二R	清水晃

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

平成二十五年十二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

昭和町押越字曲淵西八〇六の二の一部、八〇七の二、八〇九の二の一部、八二六の
二、八二六の六、八二六の七、八二六の八、八二七の一、八二八の五、八三〇の三、
八三一の五及び八三二の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市和戸町千二百十九番地四 株式会社山梨クリーンサービス 代表取締役 功
刀 鉄也

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番